第3回別府市景観審議会

報告

日 時:平成21年2月6日(金)

場 所:別府市役所 5階 大会議室

別府市建設部都市政策課

目 次

報 告 1

別府市景観条例について

P. 1~P. 16

報 告 2

別府市景観審議会規則について

P. 17~P. 18

報告 1

別府市景観条例について

○別府市景観条例

平成20年3月27日 条例第16号

目次

- 第1章 総則(第1条一第9条)
- 第2章 景観計画(第10条—第12条)
- 第3章 法に基づく行為の規制等(第13条一第20条)
- 第4章 景観重要建造物等(第21条—第25条)
- 第5章 景観まちづくり活動団体に対する支援等(第26条-第28条)
- 第6章 別府市景観審議会(第29条-第31条)
- 第7章 雑則(第32条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。) の施行に関し必要な事項を定めるとともに、別府市(以下「市」という。) の鶴見岳から別府湾に向けてなだらかに広がる扇状地、当該扇状地の背景となる山々の緑等、雄大な自然景観に包まれた歴史と文化を持つ温泉地及び湯けむりの景観(以下「温泉湯けむり景観」という。)の形成に関して基本的かつ必要な事項を定めることにより、豊かな自然とよく調和し、かつ、潤いと安らぎに満ちた、個性豊かな温泉湯けむり景観を守り、育て、直し及び創り、もって文化的な市民生活の向上及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(市の基本的責務)

- 第2条 市は、この条例の目的を達成するための基本的かつ総合的な施策 を策定し、及びこれを実施しなければならない。
- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、法その他良好な景観 の形成に関する法令による制度を積極的に活用するとともに、市民、事 業者及び有識者の意見が十分反映されるように努めなければならない。

(景観形成基本方針の策定)

- 第3条 市長は、温泉湯けむり景観の形成に関する基本的かつ総合的な方向を明らかにした市の景観の形成に関する基本的な方針(以下「景観形成基本方針」という。)を策定するものとする。
- 2 市長は、景観形成基本方針を策定するときは、あらかじめ市民の意見 を反映させるために必要な措置を講ずるほか、別府市景観審議会の意見 を聴かなければならない。
- 3 市長は、景観形成基本方針を策定したときは、その旨を告示し、これ を縦覧に供しなければならない。
- 4 前2項の規定は、景観形成基本方針の変更について準用する。

(景観の形成の先導的役割)

第4条 市長は、道路、河川、公園、広場その他の公共施設の整備を行う に当たっては、景観形成基本方針との整合を図るとともに、良好な景観 の形成のために先導的な役割を果たすように努めなければならない。

(啓発)

第5条 市長は、市民及び事業者が良好な景観の形成に寄与することができるよう、景観に関する知識の普及及び意識の高揚を図る等の必要な措置を講じなければならない。

(調查、研究等)

第6条 市長は、景観に関する調査、研究等を行うとともに、景観に関する資料の収集及び提供に努めなければならない。

(市民及び事業者の責務)

- 第7条 市民及び事業者は、景観に関する意識を高めることにより、それ ぞれの立場から良好な景観の形成に寄与するように努めなければならな い。
- 2 市民及び事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協

力しなければならない。

(国等に対する協力の要請)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体及び これらが設立した団体に対し、良好な景観の形成について協力を要請す るものとする。

(定義)

第9条 この条例において使用する用語は、特別の定めのある場合を除く ほか、法において使用する用語の例による。

第2章 景観計画

(景観計画の策定)

- 第10条 市長は、法第8条第1項の規定により市の良好な景観の形成に関する計画(以下「景観計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市長は、景観計画を定めるに当たって、当該景観計画の区域(以下「景観計画区域」という。)を次に掲げる地域の区分に従い定めるものとする。
 - (1) 温泉市街地景観地域(温泉湯けむり景観をいかし、良好な景観を形成している、又はその形成を図る必要があると認められる市街地を形成している地域をいう。)
 - (2) 温泉やまなみ景観地域(高原、丘陵斜面、山並み、海等の豊かな自然 を背景にして、これらと一体的な景観を形成している、又はその形成を 図る必要があると認められる市街地の周辺地域をいう。)
 - (3) 田園自然景観地域(田畑、里山、高原、農村集落等が一体的となった 田園景観、里山景観等を形成している、又はその形成を図る必要がある と認められる地域をいう。)
 - (4) 沿道景観地域(道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいう。)から眺望することができる区域のうち、景観の保全が特に必要な道路の沿道をいう。)
- 3 景観計画は、景観形成基本方針に即するものでなければならない。

(景観計画の策定の手続等)

- 第11条 市長は、景観計画を定めようとするときは、法第9条に定める手続をするほか、あらかじめその旨を公告し、当該景観計画の案を当該公告の日の翌日から2週間縦覧に供しなければならない。
- 2 前項の公告があったときは、当該景観計画の案に関係する市民その他 利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の翌日から起算して2週間を 経過する日までに、縦覧に供された景観計画の案について市長に意見を 申し出ることができる。
- 3 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ別府市景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 前3項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(景観形成重点地区)

- 第12条 市長は、景観計画区域のうち、温泉湯けむり景観の貴重な特色が 象徴的に現れている地区、温泉湯けむり景観を先導的に創造する地区そ の他の特に重点的に良好な景観の形成に関する施策を図る必要があると 認められる地区を景観形成の重点地区(以下「景観形成重点地区」という。) として指定することができる。
- 2 市長は、景観形成重点地区を指定したときは、当該景観形成重点地区 に係る景観計画を定めるものとする。

第3章 法に基づく行為の規制等

(届出行為等)

- 第13条 法第16条第1項各号に掲げる行為(同条第7項各号に掲げる行為を除く。)をしようとする者は、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。
- 2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。
 - (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
 - (2) 木竹の伐採
 - (3) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源

(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)その他の物件の堆積

- (4) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物 その他の工作物又は物件(屋外にあるものに限る。)の外観について行う 照明(以下「特定照明」という。)
- 3 第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(緑地率)

- 第14条 前条第1項の規定により届出を要する行為のうち、建築物の新築、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為(以下「開発行為」という。)及び土地の形質変更(前条第2項第1号に掲げる行為のうち、土石の採取及び鉱物の掘採を除く行為をいう。以下同じ。)については、緑地率(木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地の面積の建築物の敷地面積、開発行為が行われる土地の面積又は土地の形質変更が行われる土地の面積に対する割合をいう。)が、別表第1左欄に掲げる土地利用区分に応じ、同表右欄に掲げる率以上でなければならない。
- 2 前項に規定する制限の内容は、都市計画法第33条第5項の規定により定 める開発許可の基準とする。

(届出を要しないその他の行為)

第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、別表第2に掲げる行 為とする。

(特定届出対象行為)

第16条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び 第2号の届出を要する行為のすべてとする。

(勧告、命令等に係る手続)

第17条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告、法第17条第1項又は第

5項の規定による命令、第18条の規定による助言及び指導、第20条の規定による要請その他法又はこの条例に基づく処分をしようとする場合は、必要に応じて別府市景観審議会の意見を聴くことができる。

(助言及び指導)

第18条 市長は、第13条第1項の規定による届出があった場合において、 当該届出に係る行為が景観計画に適合しないものであると認めるときは、 当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導す ることができる。

(勧告に従わないときの措置)

- 第19条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をした場合において、 当該勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表す ることができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対して意見を述べる機会を設けるとともに、別府市景観審議会の意見を聴くことができる。

(空地の管理等に関する要請)

第20条 市長は、景観形成重点地区内の空地、建築物又は工作物が、当該 景観形成重点地区に係る景観計画に適合せず、かつ、良好な景観を著し く阻害していると認められるときは、その所有者、占有者又は管理者に 対し、これらの良好な景観の形成に配慮した管理又は利用を図るように 要請することができる。

第4章 景観重要建造物等

(景観重要建造物の指定)

第21条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定するとき又は法第27条第1項若しくは第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除するときは、必要に応じてあらかじめ別府市景観審議会の意見を聴くことができる。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

- 第22条 景観重要建造物の所有者及び管理者が行う法第25条第2項の規定 による景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基 準は、次のとおりとする。
 - (1) 景観重要建造物に消火栓、消火器その他の消火設備を設けること。
 - (2) 景観重要建造物について必要に応じ、敷地内の下草刈り等を行うこと。
 - (3) 景観重要建造物の状況について定期的に点検し、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告すること。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、景観重要建造物の管理に必要な措置として規則で定める措置を講ずること。

(景観重要樹木の指定)

第23条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定するとき又は法第35条第1項若しくは第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除するときは、必要に応じてあらかじめ別府市景観審議会の意見を聴くことができる。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

- 第24条 景観重要樹木の所有者及び管理者が行う法第33条第2項の規定による景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 景観重要樹木について必要に応じ、枝打ち、せん定、下草刈り等を行うこと。
 - (2) 景観重要樹木について必要に応じ、病害虫の駆除等を行うこと。
 - (3) 景観重要樹木の状況について定期的に点検し、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告すること。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、景観重要樹木の管理に必要な措置として規則で定める措置を講ずること。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の保全に係る支援)

- 第25条 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者に対し、その保全若しくは管理のための技術的な支援を行い、又は予算の範囲内において、その保全若しくは管理に要する経費の一部を助成することができる。
- 2 市長は、前項の保全又は管理のための技術的な支援を行うときは、あらかじめ別府市景観審議会の意見を聴くことができる。

第5章 景観まちづくり活動団体に対する支援等

(景観まちづくり活動団体の認定)

- 第26条 市長は、温泉湯けむり景観に関するまちづくりについて自主的な活動を行う団体(以下「景観まちづくり活動団体」という。)を規則で定めるところにより認定することができる。
- 2 市長は、景観まちづくり活動団体を認定しようとするときは、あらかじめ別府市景観審議会の意見を聴くことができる。
- 3 市長は、景観まちづくり活動団体を認定したときは、これを公表する ものとする。

(景観まちづくり活動団体への支援)

第27条 市長は、前条第1項の規定により認定を受けた景観まちづくり活動団体に対して、その活動を支援する必要があると認めるときは、技術的な支援を行い、又は予算の範囲内において、その活動に要する経費の一部を助成することができる。

(表彰)

- 第28条 市長は、温泉湯けむり景観に関するまちづくりに寄与していると 認められる建築物その他の物件について、その所有者、設計者、施工者 等を表彰することができる。
- 2 前項に掲げるもののほか、市長は、温泉湯けむり景観に関するまちづくりに貢献した個人及び団体を表彰することができる。
- 3 市長は、前2項の表彰をする場合において、表彰される対象者の選出に 当たっては、あらかじめ別府市景観審議会の意見を聴くものとする。

第6章 別府市景観審議会

(設置)

第29条 市長の附属機関として別府市景観審議会(以下「審議会」という。) を置く。

(任務)

- 第30条 審議会は、この条例によりその権限に属するものと定められた事項及び温泉湯けむり景観に関する重要事項を調査及び審議するほか、市長の諮問に応じ、良好な温泉湯けむり景観の形成に関する事項を調査及び審議する。
- 2 審議会は、良好な温泉湯けむり景観の形成に関する事項について市長 に意見を述べることができる。

(組織)

- 第31条 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 有識者
 - (2) 市民及び事業者の代表者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残 任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指 名する委員が、その職務を代理する。

第7章 雜則

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項

は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(別府市都市景観条例の廃止)

2 別府市都市景観条例(平成4年別府市条例第28号。以下「旧条例」とい う。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第3条第1項の規定により策定されている都市景観形成基本計画は、第3条第1項の規定により策定された景観形成基本方針とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第24条の規定により設置された別府市都市景観審議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に、第29条の規定により設置された審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同日における別府市都市景観審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

別表第1

土地利用区分別の緑地率

	率			
都市計画区域	市街化区域(用途地	(1)	工業専用地域	100分の10
	域)	(2)	工業地域	
		準工業地域		100分の10
		(1)	商業地域	100分の5
		(2)	近隣商業地域	
		(1)	準住居地域	100分の10
		(2)	第1種住居地域	
		(3)	第2種住居地域	

		(1) 第1種中高層住	100分の10
		居専用地域	
		(2) 第2種中高層住	
		居専用地域	
		(1) 第1種低層住居	100分の15
		専用地域のうち建	
		ペい率が10分の5	
		に指定された地域	
		(2) 第2種低層住居	
		専用地域	
		第1種低層住居専用	100分の20
		地域のうち建ぺい率	
		が10分の4及び10分	
		の3に指定された地	
		域	
	市街化調整区域		
都市計画区域外			100分の20

備考

- 1 緑地率は、規則で定める方法により計算する。
- 2 風致地区内においては、風致地区内における建築等の規制に関する 条例(昭和45年大分県条例第17号)に規定する緑地率の限度以上であ ること。

別表第2

- 1 温泉市街地景観地域内においては、次の各号に掲げる行為のいずれにも該当しない行為
 - (1) 建築物の建築等(法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。以下同じ。)であって、建築物の高さ(増築にあっては、増築後の高さとする。以下同じ。)が10メートルを超えるもの又は建築面積(増築にあっては、増築後の建築面積とする。以下同じ。)が500平方メートル以上

であるもの

- (2) 工作物の建設等(法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。以下同じ。)であって、次に掲げるもの
 - ア 次に掲げる工作物(以下「塔状等工作物」という。)の高さ(工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては地盤面から当該工作物の上端までの高さとし、増築にあっては増築後の高さとする。以下同じ。)が15メートルを超えるもの
 - (ア) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
 - (イ) パラボラアンテナ、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱そ の他これらに類するもの(屋外広告物を除く。)
 - (ウ) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、昇降機その他これらに 類する遊戯施設
 - (エ) 高架水槽、冷却塔、物見塔その他これらに類するもの
 - (オ) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物を除く。)
 - (カ) 電波塔、風車その他これらに類するもの
 - (キ) 標識、アーチ、アーケード、街路灯、照明塔、モニュメント、 彫像、記念碑その他これらに類するもの
 - イ 次に掲げる工作物(以下「製造施設等工作物」という。)の高さが 15メートルを超えるもの又は築造面積(増築にあっては、増築後の築 造面積とする。以下同じ。)が500平方メートル以上であるもの
 - (ア) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャー プラントその他これらに類する製造施設
 - (イ) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料、肥料、セメントそ の他これらに類する貯蔵施設
 - (ウ) 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに 類する処理施設
 - (エ) 鉱物、岩石、土砂その他これらに類するものを粉砕する施設
 - (オ) 立体駐車場、立体駐輪場その他これらに類するもの
 - ウ 擁壁の高さが3メートルを超えるもの
 - エ 橋梁りよう、歩道橋、高架道路その他これらに類するものの長さ

が20メートルを超えるもの

- (3) 開発行為であって、開発区域の土地の面積が1,000平方メートル以上であるもの
- (4) 土地の形質変更であって、これらの行為の区域の面積が500平方 メートル以上であるもの又は高さが3メートルを超える法のりを生じ るもの
- (5) 土石の採取又は鉱物の掘採であって、これらの行為を行う土地の 面積が500平方メートル以上であるもの又は高さが3メートルを超え る法のりを生じるもの
- (6) 木竹の伐採
- (7) 屋外における物件の堆積であって、堆積を行う土地の面積が500 平方メートル以上であるもの又は高さが4メートルを超えるもの
- (8) 特定照明であって、高さが10メートルを超える建築物若しくは建築面積が500平方メートル以上である建築物又は第2号アからエまでに掲げる工作物の外観について行うもの(増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方式の変更をする場合を含む。)
- 2 温泉やまなみ景観地域内においては、次の各号に掲げる行為のいずれ にも該当しない行為
 - (1) 建築物の建築等であって、建築物の高さが10メートルを超えるもの の又は建築面積が500平方メートル以上であるもの
 - (2) 工作物の建設等であって、次に掲げるもの
 - ア 塔状等工作物の高さが15メートルを超えるもの
 - イ 製造施設等工作物の高さが15メートルを超えるもの又は築造面 積が500平方メートル以上であるもの
 - ウ 擁壁の高さが3メートルを超えるもの
 - エ 橋梁りよう、歩道橋、高架道路その他これらに類するものの長さが20メートルを超えるもの
 - (3) 開発行為であって、開発区域の土地の面積が1,000平方メートル以上であるもの
 - (4) 土地の形質変更であって、これらの行為の区域の面積が1,000平方 メートル以上であるもの又は高さが3メートルを超える法のりを生じ

るもの

- (5) 土石の採取又は鉱物の掘採であって、これらの行為を行う土地の 面積が1,000平方メートル以上であるもの又は高さが3メートルを超 える法のりを生じるもの
- (6) 木竹の伐採
- (7) 屋外における物件の堆積であって、堆積を行う土地の面積が500 平方メートル以上であるもの又は高さが4メートルを超えるもの
- (8) 特定照明であって、高さが10メートルを超える建築物若しくは建築面積が500平方メートル以上である建築物又は第2号アからエまでに掲げる工作物の外観について行うもの(増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方式の変更をする場合を含む。)
- 3 田園自然景観地域内においては、次の各号に掲げる行為のいずれにも 該当しない行為
- (1) 建築物の建築等であって、建築物の高さが10メートルを超えるもの の又は建築面積が500平方メートル以上であるもの
- (2) 工作物の建設等であって、次に掲げるもの
 - ア 塔状等工作物の高さが15メートルを超えるもの
 - イ 製造施設等工作物の高さが15メートルを超えるもの又は築造面 積が500平方メートル以上であるもの
 - ウ 擁壁の高さが3メートルを超えるもの
 - エ 橋梁りよう、歩道橋、高架道路その他これらに類するものの長さが20メートルを超えるもの
- (3) 開発行為であって、開発区域の土地の面積が3,000平方メートル以上であるもの
- (4) 土地の形質変更であって、これらの行為の区域の面積が3,000平方 メートル以上であるもの又は高さが3メートルを超える法のりを生じ るもの
- (5) 土石の採取又は鉱物の掘採であって、これらの行為を行う土地の 面積が3,000平方メートル以上であるもの又は高さが3メートルを超 える法のりを生じるもの
- (6) 木竹の伐採

- (7) 屋外における物件の堆積であって、堆積を行う土地の面積が500 平方メートル以上であるもの又は高さが4メートルを超えるもの
- (8) 特定照明であって、高さが10メートルを超える建築物若しくは建築面積が500平方メートル以上である建築物又は第2号アからエまでに掲げる工作物の外観について行うもの(増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方式の変更をする場合を含む。)
- 4 沿道景観地域内においては、次の各号に掲げる行為のいずれにも該当しない行為
 - (1) 建築物の建築等であって、建築物の高さが10メートルを超えるもの の又は建築面積が500平方メートル以上であるもの
 - (2) 工作物の建設等であって、次に掲げるもの
 - ア 塔状等工作物の高さが13メートルを超えるもの
 - イ 製造施設等工作物の高さが13メートルを超えるもの又は築造面 積が500平方メートル以上であるもの
 - ウ 擁壁の高さが3メートルを超えるもの
 - エ 橋梁りよう、歩道橋、高架道路その他これらに類するものの長さが20メートルを超えるもの
 - (3) 開発行為であって、開発区域の土地の面積が1,000平方メートル以上であるもの
 - (4) 土地の形質変更であって、これらの行為の区域の面積が1,000平方 メートル以上であるもの又は高さが2メートルを超える法のりを生じ るもの
 - (5) 土石の採取又は鉱物の掘採であって、これらの行為を行う土地の 面積が1,000平方メートル以上であるもの又は高さが2メートルを超 える法のりを生じるもの
 - (6) 木竹の伐採
 - (7) 屋外における物件の堆積であって、堆積を行う土地の面積が100 平方メートル以上であるもの又は高さが2メートルを超えるもの
 - (8) 特定照明であって、高さが10メートルを超える建築物若しくは建築面積が500平方メートル以上である建築物又は第2号アからエまでに掲げる工作物の外観について行うもの(増設、改設若しくは移設又

は色彩等の照明方式の変更をする場合を含む。)

- 5 前各項に掲げる行為のほか次に掲げる行為
 - (1) 建築物の増築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え 又は色彩の変更であって、当該部分の面積が10平方メートル以下のも の
 - (2) 工作物の増築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え 又は色彩の変更であって、当該部分の面積が10平方メートル以下のも の
 - (3) 土地の形質変更であって、農業又は林業を営むために行うもの
 - (4) 特定照明であって、催し等のための一時的なもの、試験若しくは 研究のためのもの又は法令の規定によるもの

報 告 2

別府市景観審議会規則について

○別府市景観審議会規則

平成20年5月30日 規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、別府市景観条例(平成20年別府市条例第16号。以下「条例」という。)第32条の規定に基づき、別府市景観審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

- 第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議 長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のとき は、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

- 第3条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長 があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項 中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(幹事)

第4条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が指名する。
- 3 幹事は、委員を補佐する。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、景観担当課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。

(別府市都市景観審議会規則の廃止)

2 別府市都市景観審議会規則(平成4年別府市規則第22の2号)は、廃止する。